

## 土岐市告示第171号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6、土岐市契約規則（昭和40年土岐市規則第1号）第2条及び土岐市郵便入札実施要綱（令和3年土岐市告示第45号）第2条の規定に基づき告示する。

令和5年11月14日

土岐市長 加藤 淳 司



### 1 入札に付する事項

- (1) 事業名 （長期継続契約）水道料金等検針・徴収業務委託
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 検針業務：土岐市内給水区域  
徴収業務：土岐市内一円・近隣市町村

### 2 契約に係る特約事項

- (1) この入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第234条の3の規定による長期継続契約である。
- (2) 本件契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、本件契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合、市は、本件契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、市は、本件契約の変更又は解除により生じた賠償の責めを負わないものとする。

### 3 入札の参加に必要な資格

- (1) 土岐市指名競争入札の実施に関する要綱（平成27年土岐市訓令甲第6号）第2条に規定する競争入札参加資格者名簿において、営業種目が「その他の役務の提供」であって業種内容が「検針業務」または「その他

の業務」で登載されている者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てがなされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 令和5年12月4日（月）から令和5年12月14日（木）までの間に、土岐市指名停止措置要綱（平成7年土岐市訓令甲第5号）第1条第1項に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 土岐市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成22年土岐市告示第114号）の別表に掲げる排除措置要件のいずれかにも該当しないこと。
- (7) 本案件を契約期間中、確実に履行し得ること。

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 令和5年11月14日（火）から令和5年12月4日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- (2) 場所 15に同じ

#### 5 入札の参加に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、令和5年12月4日（月）午後5時までに、競争入札参加資格確認申請書及び3の(1)から(7)までに係る当該申請書に定める書類を、15の担当部署へ提出し、入札の参加に必要な資格の確認を受けなければならない。
- (2) 入札の参加に必要な資格の確認結果は、令和5年12月7日（木）ま

でに文書で通知する。

- (3) 令和5年12月4日(月)午後5時までに競争入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札の参加の資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

## 6 入札方法及び提出期限

土岐市郵便入札実施要綱による郵便入札とする。

提出期限 令和5年12月13日(水)午後5時

## 7 入札(開札)の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年12月14日(木)午前10時  
(2) 場所 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地  
土岐市役所総務部総務課契約係

## 8 入札保証金

入札保証金は、免除する。

## 9 入札の無効

土岐市契約規則第14条及び土岐市郵便入札実施要綱第9条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者決定の方法

- (1) 入札書比較価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。  
(2) 落札者が決定したときは、当該落札者に電話またはFAXにより伝達する。  
(3) 落札となるべき価格と同一価格の入札をした入札者が2者以上あるときは、土岐市郵便入札実施要綱第10条に規定するじゃんけんにより落札者を決定する。

## 11 契約書作成の要否

土岐市契約規則第26条から第28条までに定めるところにより決定する。

#### 1.2 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、土岐市契約規則第30条に該当する場合は、免除する。

#### 1.3 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 1.4 その他

その他この入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 1.5 担当部署

土岐市役所総務部総務課契約係

電話 0572-54-1111 (内線528)

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地